

日本赤十字社鹿児島県支部 「赤十字運動月間」の手引き



皆様には、日頃から赤十字事業に対し格別のご支援とご協力を賜り

心から厚く御礼を申し上げます。

赤十字の活動資金募集にご協力をお願いいたします。



日本赤十字社 鹿児島県支部
Japanese Red Cross Society

『赤十字運動月間』について

●運動の目的

日本赤十字社は多くの方に赤十字の目的や活動を理解していただくために、毎年5月を「赤十字運動月間」とし、この月間を中心に赤十字会員へのご加入と活動資金のご寄付をお願いしています。

赤十字会員とは、赤十字の人道的な活動に賛同し、毎年一定額以上のご寄付のご協力をいただく方（個人・法人）のことです。

赤十字事業は、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

日本赤十字社では、1人でも多く、また1社でも多く会員になっていただくことを目的として本運動を展開しています。

●運動のすすめ方

最寄りの社会福祉協議会や町村役場などの日赤窓口を中心として町内会、自治会、赤十字ボランティア（赤十字奉仕団）、協賛委員等皆様方にお力添えをいただき、活動資金の募集をお願いしております。

なお、募集に当たっては、赤十字の活動をご説明いただき、十分なご理解とご協力が得られるよう、次のことにご留意ください。

活動資金は、1世帯あたり500円以上を目安としたご協力をお願いいたします。

赤十字活動にご理解いただき、ご協力ををお願いいたします。なお、500円以下でもお受けくださいますようお願いいたします。

※金額の多少にかかわらず、ご協力された方に対し、領収証を発行していただきますようお願いいたします。

※訪問の際には、氏名・金額欄へ事前に記入はせず、活動資金をお受け取りになられてからご記入いただきますようお願いいたします。

※年2,000円以上ご協力の方はご希望により、日本赤十字社の運営参画の会員として登録させていただき、併せて赤十字の内容をよりご理解いただけるよう、機関紙「赤十字NEWS」などを送付し、適切に情報を提供いたします。

20 №

領 収 証	
金	円也
ただし、令和 年度日本赤十字社の会費 (活動資金)として上記のとおり領収いたしました。	
令和 年 月 日	
様	
〒890-0064 鹿児島市山崎通町1番地 日本赤十字社鹿児島県支部 電話 099(252)0600	
取扱者印	
+ 国内外における赤十字の活動は、皆様 のご協力により支えられています。 日本赤十字社における個人情報の取り扱いについては、 領収証裏面に記載しております。ご覧ください。	

(領収証)

赤十字に関する『よくある質問』

Q1 日本赤十字社は国の機関ですか？

A1 日本赤十字社は、国の機関ではなく、日本赤十字社法に基づいて設置された認可法人（民間から設立を国に申し出て、主務官庁が許可）であり、民間の団体です。

一方で、災害救助法の定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど、国・地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たすべき分野を幅広く持っている団体です。

Q2 日本赤十字社は、国や地方公共団体から資金援助はあるのですか？

A2 日本赤十字社は、民間の団体として独立した活動を行うため、国・地方公共団体からの資金援助をいただいておらず、皆様からお寄せいただく活動資金のみで活動しています。

Q3 日本赤十字社と共同募金会（赤い羽根）はどう違うのですか？

A3 赤十字の「赤」と赤い羽根の「赤」で混同されやすいですが、全く別の団体です。

日本赤十字社は、西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、今日にわたって、人間の尊厳を確保し、人々の苦痛を予防、軽減し、人類の福祉の増進に貢献するために災害救護活動などの人道的活動を続けています。

一方、赤い羽根で親しまれている共同募金会は、「社会福祉法」に基づき設立された団体で、毎年10月から募金を開始し、その浄財は国内の地域福祉活動資金等として配分されます。

Q4 日本赤十字社と町内会の関係は？

A4 毎年、町内会・自治会の皆様方には活動資金の募集にご協力をいただきありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動、防災セミナーなど地域に根ざした活動を行っており、また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開しています。

いつ起こるかわからない災害の備えとして、災害に関する知識を多くの方に知っていただき、災害時に共に助け合い、困難を乗り越えられる地域社会を作るため、町内会活動を応援しています。

こうした活動をさせていただくため、地域の皆様には、活動資金へのご協力をお願いしておりますが、その際、町内会・自治会の方々や、赤十字ボランティア（赤十字奉仕団）が直接お宅を訪問しお願いに伺うなど、活動資金募集のご協力をお願いしています。

Q5 赤十字への寄付と災害義援金の違いは何ですか？

- A5 日本赤十字社へのご寄付は、国内災害救護など人道的活動のため（Q6に詳細）に使用されます。日本赤十字社（ほかに赤い羽根共同募金や被災自治体）が募集業務を行っている災害義援金は、被災した各都道府県が設置する「義援金配分委員会」に送金し、当該委員会にて死亡、行方不明、家屋倒壊レベルなどに基づき「公平かつ平等」に被災市町村に送金され、被災市町村は、現金を直接被災者へお届けしています。

Q6 活動資金はどのような活動に使われているのですか？

- A6 皆様からお寄せいただいた活動資金は、下記のような「人間のいのちと健康、尊厳を守る」活動に大切に使わせていただいております。

国内災害救護

○平時から災害に備えるため、常備医療救護班を8個班（48名）編成し、災害が発生した際、いち早く被災地に派遣し、救護活動を行います。

また、支部及び、県内36の地区・分区に毛布やタオルケット、緊急（日用品）セットなどの災害救援物資を備蓄し、迅速な配分に備えています。



◀救護風景



赤十字ボランティア

○災害時に活動する防災ボランティアや地域に根差し、高齢者支援活動を行う奉仕団など、赤十字の理念に基づいて活動するボランティアを支援・育成しています。



▲地域赤十字奉仕団による炊き出し訓練の様子



救急法等の講習・防災セミナーの開催

○人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える救急法等の講習や、地域の自助、共助の力を高めるための防災セミナーを行っています。



▲地域における防災セミナーの様子



青少年赤十字

○「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」という実践目標と「気づき、考え、実行する」という自主・自律の態度目標を掲げ様々な活動に取り組んでいます。



▲青少年赤十字の育成



赤十字事業についてのお問い合わせは、日本赤十字社の最寄りの各市町村窓口（社会福祉協議会や町村役場等）、または日本赤十字社鹿児島県支部までお願ひいたします。